

# 我孫子市立久寺家中学校PTA会則

## 第1章 名称及び所在地

第1条 本会は我孫子市立久寺家中学校PTAと称し、事務局を久寺家中学校（〒270-1164千葉県我孫子市つくし野171番地）におく。

## 第2章 目的及び方針

- 第2条
- (1) 本会は会員の相互理解につとめ協力して生徒の福祉を増進し会員の教養を高めると共に、学校、家庭、地域社会の教育的環境を高めることを目的とする。
  - (2) 本会は一切の宗教的及び政治的活動に関わらない。
  - (3) 教育内容及び教職員の人事に干渉しない。

## 第3章 会 員

第3条 本会は生徒の父母（保護者を含む）及び教職員をもって組織する。

## 第4章 役 員

第4条 本会に次の役員をおく。

- 一、会長 1名
- 二、副会長 4名以上（うち1名は教職員）
- 三、書記 2名以上
- 四、会計 3名以上（うち1名は教職員）
- 五、会計監査 2名以上

第5条 役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

第6条 役員の任務は以下の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。また、必要に応じて機関を招集することができる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。
- (3) 書記は本会の記録事務を担当する。
- (4) 会計は本会の会計を処理し、総会において決算報告をする。
- (5) 会計監査は会計の収支経理を監査し、総会においてその結果を報告する。

第7条 役員選出は選考委員会にて候補者を選考し、総会の承認を得る。選考委員会については、細則に定める。

## 第5章 機 関

第8条 本会に次の機関をおく。

一、総会、 二、役員会、 三、グループ（実行委員会、久寺家中サポーター、サークル等）

第9条 （1）総会は年1回開くことを原則とする（ウェブによる総会を含む）。但し、必要がある時は臨時に開くことが出来る。

（2）総会は本会の最高期間であり、次の各号について、審議決定する。

一、事業活動報告 二、決算の承認 三、事業活動計画案の承認 四、予算案の承認  
五、役員案の承認 六、会則の改正 七、その他重要事項

尚、総会は委任状を含む会員の過半数の出席により成立し、議決は出席者の過半数で決する。  
ウェブによる総会は、会員の過半数の回答により成立し、議決は会員の回答の過半数をもって決する。

（3）役員会は第4条第1号から第5号に掲げる役員その他、校長、教頭及び教務主任をもって構成し、  
本会の活動方針及び計画推進について協議する。

（4）グループ（実行委員会、久寺家中サポーター、サークル等）は、会長が必要と認めた時並びに会員から申し出があった場合、役員会に諮り立ち上げることができる。

## 第6章 会 計

第10条 本会の経費は、会費、その他の収入をもって支弁される。

第11条 本会の会費は、月額200円とする。但し、特別の事情がある場合は免除する。

第12条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第7章 付 則

第13条 本会の運営並びに活動についての細則は、役員会に諮って別に定めることができる。

第14条 本会則の変更は役員会で原案を審議し、総会において決する。

第15条 この会則は、令和3年\*月に全面改正され、令和4年4月1日より実施する。

# 我孫子市立久寺家中学校PTA細則

## 【1】慶弔規定

第1条 本会の慶弔規定は、会員及び久寺家中生徒に適用し、本会の総意として慶弔の意を表する。

第2条 本会の規定による慶弔金は次の基準による。

- (1) 本会会員及び会員の配偶者または久寺家中生徒が死亡した場合、弔慰金10,000円とする。
- (2) 本会会員の教職員結婚時の祝い金は5,000円とする。
- (3) 前項の他、会長が必要と認めた時は、その都度役員会において協議決定する。

第3条 慶弔に関する返礼はしない。

## 【2】役員を選考並びに選考委員会に関する規定

第1条 本委員会は、役員候補者を選出し、総会に諮ることを任務とする。

第2条 本委員会は、役員2名以上、教頭、教務主任及び会員有志をもって構成し、選考委員長を互選し活動する。

第3条 役員を選考にあたっては、

- (1) 毎年一定の期間を定め、候補者の立候補及び推薦を受け付ける。
- (2) 選考委員も他の推薦がある場合には候補者となることができる。尚、原則として役員を受けた時点で選考委員を辞する。
- (3) 選考委員の欠員の補充は、選考委員会に一任する。

第4条 本委員会は、定期総会終了をもってその任務を終わり解散する。

第5条 選考委員が知り得た情報の守秘義務は、本委員会解散後も永続する。

## 【4】グループ(実行委員会、久寺家中サポーター、サークル等)立ち上げに関する規定

第1条 グループの定義

- (1) 実行委員会は、役員選考、周年行事、バザー等を執り行う。
- (2) 久寺家中サポーターは、校内行事及び地域での活動等へのサポートを担う。
- (3) サークルは、共通の目的を持った会員によって構成する。
- (4) その他、本会会則の目的及び方針に準ずる活動と認められるもの。

第2条 活動期間は、当該年度4月1日から翌年3月31日までの期間内とする。但し、継続は妨げない。

第3条 活動費について

- (1) 必要に応じて役員会に申請することができる。
- (2) 活動費の申請があった場合、役員会にて協議決定する。

## 【5】少年指導員選出に関する規定

第1条 少年指導員は、地域と学校、家庭を繋ぐための活動を担うことを任務とする。

第2条 保護者から1名を選出する。

- (1) 任期2年(当該年5月より翌々年4月まで)のため、在学1、2年生の保護者に限る。
- (2) 2年に一度、一定の期間を定め、候補者の立候補及び推薦を受け付ける。

## 【6】付則

この細則は、令和4年4月1日より実施する。